

(令和7年1月17日時点)

1 指針値の趣旨等について

(問1-1) 指針値の設定されている化学物質について、その室内濃度が指針値を超えた場合、健康への影響があるのでしょうか。

(答) 指針値は、現状において入手可能な毒性に係る科学的な知見に基づき、人がその化学物質の示された濃度以下の暴露を一生涯受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値です。したがって、指針値が設定された物質がいかなる条件においてもヒトに有害な影響を与えることを意味するものではなく、また、指針値を短期的に超えたとしても、直ちに健康への有害な影響を生ずるわけではありません。

しかしながら、何らかの化学物質の影響との疑いのある身体の不調を感じた場合には、医師等に受診・相談することが望ましいと考えられます。

(問1-2) 指針値が定められている化学物質が、その指針値を超えた濃度で室内に存在する場合で、身体に不調が現れたときは、「シックハウス症候群」であると考えていいのでしょうか。また、指針値が示されている物質はすべて同じ健康被害を及ぼすものなのですか。

(答) いわゆる「シックハウス症候群」については、症状が多様であり、また、そのような症状が現れる仕組みをはじめ未解明の部分も多く、さらに、化学物質を含めたいろいろな複合要因も考えられています。したがって、特定の化学物質が指針値を超過していることだけをもって、直ちに身体の不調の原因がその化学物質であると判断することは適当ではありません。身体の不調の原因を特定し、適切な治療を行うためには、身体の不調の状況、特定の化学物質が指針値を超えた情報と併せて、医師等の受診・相談することが望ましいと考えられます。

(問1-3) 指針値には、法的規制の性質があるのでしょうか。

(答) 指針値は法的規制の性質があるものではありませんが、指針値とは、現状において入手可能な毒性に係る科学的な知見に基づき、人がその化学物質の示された濃度以下の暴露を一生涯受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値ですので、公衆衛生上の見地から、関係者がシックハウス対策に取り組むにあたって、参考にしていただきたい値であると考えられます。

なお、参考にされる際は、指針値が一生涯暴露の観点で設定されたものであることを踏まえ、指針値を短期的に超えたとしても、直ちに健康への有害な影響を生ずるわけではないことに留意してください。

(問1-4) 指針値の適用範囲を教えてください。

(答) 指針値が定められている化学物質について、工場その他特殊な発生源があるような室内空間でない限り、全ての室内空間が指針値の適用範囲となります。

(問1-5) 指針値が適用されるのは建築材料など特定の製品に対してなのでしょうか。

(答) 指針値は化学物質の室内空間における物質の濃度を定めたものであり、その値は、発生源の種類や量、換気状況、温度や湿度など様々な条件に影響する可能性があります。

そのため、発生源として疑われる特定の製品やそこからの放散速度などについて値を決めることは困難であり、これらに対して指針値を適用するものではありません。

(問1-6) 建材からのVOC放散速度基準(建材からのVOC放散速度基準化研究会定め)等、他のシックハウス対策における化学物質関係の基準や他省庁で定められている法令(建築基準法や学校環境衛生基準等)との関係性はどのようになっているのでしょうか。

(答) 指針値は、他の自主基準等や他法令とは独立して、現状において入手可能な毒性に係る科学的な知見に基づき定めたものです。

なお、定められた指針値を参考に、建築基準法や学校環境衛生基準等の他法令において基準等が定められている場合がありますので、関係者におかれては、シックハウス対策にあたり本指針値だけでなく、他の基準や法令についても必要に応じて確認してください。(問4-1の答えにおいて、シックハウス対策にあたって参考情報を閲覧できるホームページをお示ししていますので、こちらも参照してください。)

(問1-7) 一度決められた指針値は、今後変更になることがあるのですか。

(答) 指針値は、現時点における最新の科学的な知見に基づき設定される値であり、その後集積される新しい知見やそれらに基づく国際的な評価作業の進捗などに伴い、将来、必要があれば変更され得るものです。指針値の最新の検討状況については、「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」の開催状況等を確認してください。

《シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会》

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-iyaku_128714.html

(問1-8) 現在、指針値を設けていない物質であっても、将来、新たに指針値を設けることはあるのでしょうか。

(答) 各種の最新の知見に基づき、新たに指針値を設けることを含めて、「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」において検討を行っております。最新の検討状況については、当該検討会の開催状況等を確認して下さい。

(問1-9) 指針値が定められている化学物質が、その指針値を超えた濃度で室内に存在している場合、どのような対応をとればよいのでしょうか。

(答) 指針値が定められている化学物質の室内濃度が、その指針値を継続的に超えている場合は、関係する相談機関や専門家と相談し、その家屋の状況などを総合的に勘案して、必要に応じ、次のような対応を検討することが望ましいと考えられます。

- ・換気の実施など、室内環境の改善
- ・その化学物質の室内濃度の再測定（気温の変動等を考慮）
- ・発生源の特定と発生源対策の実施

(問1-10) 指針値が設定されてから、その指針値が有効となるまでに、経過措置等はあるのでしょうか。

(答) 指針値は、現状において入手可能な毒性に係る科学的な知見に基づき、人がその化学物質の示された濃度以下の暴露を一生涯受けたとしても、健康への影響を受けまいであろうとの判断により設定された値であり、問1-3のとおり法的規制の性質を持つものではなく、また、指針値の設定タイミングに関わらず、関係者により暴露濃度の低減に向けた継続的な検討が必要であることから、経過措置等は設定していません。

引き続き、関係者においては、公衆衛生の観点から化学物質の不必要な暴露を低減させ、それらが健康影響の危惧を起こすことなく安全かつ適正に使用されることを目的に、シックハウス対策に取り組むにあたっての参考にしていただきたいと考えます。

2 個別の化学物質の指針値等について

(問2-1) 総揮発性有機化合物量 (TVOC) については、指針値ではなく、暫定目標値が定められていますが、これはどのようなものなのでしょうか。

(答) TVOCの暫定目標値は、国内家屋の室内VOC実態調査の結果から、合理的に達成可能な限り低い範囲で決定した値です。この値は室内空気質の個別の揮発性有機化合物 (VOC) を総合的に考慮した目標として利用されることが期待されるため、お示ししているものです。

なお、TVOC暫定目標値は、毒性学的知見から決定したものではなく、含まれる物質の全てに健康影響が懸念されるわけではありません。そのため、個別のVOC指針値とは独立に扱う必要があり、他の指針値とは性質が異なることに留意してください。

※ 参考；総揮発性有機化合物 (Total Volatile Organic Compounds: TVOC) の空気質指針策定の考え方について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001377575.pdf>

(問2-2) TVOCの測定結果について、暫定目標値を超えている場合、どうすればよいですか。

(答) 問2-1の答えのとおり、TVOC暫定目標値は、毒性学的知見から決定したのではなく、含まれる物質の全てに健康影響が懸念されるわけではありません。また、測定されたTVOC値の中には日常の居住環境で用いられる発生源に由来する物質が含まれている可能性もあります。したがって、測定されたTVOC値が暫定目標値を超える結果が得られた場合には、換気を実施するとともに、測定時期や、その中に含まれる物質の種類や由来を確認してください。

3 採取方法及び測定方法について

(問3-1) 指針値の定められた化学物質について、室内での濃度を測定するためにはどのようにすればよいですか(測定は一度行えばよいのか、行うタイミングや頻度は決められているのか、など)。

(答) 「室内空气中化学物質の測定マニュアル(統合版)について」(令和7年1月17日付け医薬審発0117第4号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知)でお示ししている標準的測定方法を参考にして測定を行ってください。なお、ここでお示ししている各化学物質の測定方法については、同等以上の信頼性が確保できる方法であれば、設定した標準的測定方法に代えて用いても差し支えありません。

(問3-2) 指針値の定められた化学物質について、室内での濃度を測定する際、簡易測定法による測定法でもよいのでしょうか。

(答) スクリーニング(指針値を超えている可能性のある室内空間について、値について信頼性の低い状態で、簡易的に状況を把握すること)の目的で簡易測定法を用いることは差し支えありません。その場合には、化学物質濃度の過小評価が行われないう配慮するとともに、指針値に適合しているか否かの判定は、「室内空气中化学物質の測定マニュアル(統合版)について」(令和7年1月17日付け医薬審発0117第4号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知)で示している標準的測定方法かそれ同等以上の信頼性が確保できる方法により行ってください。

(問3-3) 「建材からのVOC放散速度基準」といった自主基準等における測定方法との関係性はどのようになっているのでしょうか。

(答) 問1-6の答えのとおり、指針値は他の自主基準等とは独立して定めたものであり、測定方法についても独立しています。従って、指針値の定められた化学物質について、室内での濃度を測定する場合には、問3-1の答えでお示したとおりとさせていただきます。

4 その他

(問4-1) シックハウス対策にあたっての参考情報を閲覧できるホームページを教えてください。

(答) 以下のページのシックハウスに関する情報が参考となりますので、是非参照してください。

- シックハウス対策 (厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/sickhouse.html
- 建築物衛生のページ (厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000132645.html>
- 建築：建築基準法に基づくシックハウス対策について (国土交通省)
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000043.html
- 学校環境衛生 (文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353625.htm
- 建材からの VOC 放散速度基準」 (建材からの VOC 放散速度基準化研究会)
<https://www.jtccm.or.jp/business/research/voc>